

事 務 連 絡  
令和2年11月27日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課  
御中  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

自動車局旅客課

### 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法について

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」の施行に伴い、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第93号）」において「旅客自動車運送事業運輸規則（昭和26年運輸省令第75号）」が改正されたが、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法は引き続き、営業所等へ掲示することとされたところである。

これは、インターネットを利用する環境がない利用者等や、営業所や停留所で運賃料金、運行系統、発車時刻等を確認している利用者の利便を考慮した上で、営業所等への掲示を最低限度の義務としたものであるが、現状、一般乗合旅客自動車運送事業者においては、利用者の利便性を高めるためインターネットによる運賃料金や時刻表などの公表が一般的に行われている。

については今後、インターネットのさらなる高度化や政府方針としてのデジタル化の推進の流れに鑑み、さらなる公表手段の充実化が図られるよう、事業者を指導されたい。

なお、今後の社会情勢等の動向に応じて、インターネットの利用による公表に係る義務付けについても検討を進めていくこととしているのでご承知おきいただきたい。

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 1 月 2 7 日

公益社団法人 日本バス協会 御中

国土交通省自動車局旅客課

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法について（依頼）

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 36 号）」の施行に伴い、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 93 号）」において「旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）」が改正されたが、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法は引き続き、営業所等へ掲示することとされたところである。

これは、インターネットを利用する環境がない利用者等や、営業所や停留所で運賃料金、運行系統、発車時刻等を確認している利用者の利便を考慮した上で、営業所等への掲示を最低限度の義務としたものであるが、現状、一般乗合旅客自動車運送事業者においては、利用者の利便性を高めるためインターネットによる運賃料金や時刻表などの公表が一般的に行われている。

については今後、インターネットのさらなる高度化や、政府方針としてのデジタル化の推進の流れに鑑み、さらなる公表手段の充実化を図られたい。

なお、今後の社会情勢等の動向に応じて、インターネットの利用による公表に係る義務付けについても検討を進めていくこととしているのでご承知おきいただきたい。